

第 3 章 建 設 業

第 1 節 建設業の振興

1 建設業の現状

建設業は、本県の総生産の8.7%、就業者数の9.3%を占めるなど、地域経済・雇用を支える基幹産業の一つです。

また、社会資本整備の担い手としてだけでなく、災害や除雪への対応等を通じて、県民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしており、地域に貢献する建設業としての重要性が近年さらに高まっています。

しかしながら、長く続いてきた建設投資の大幅な減少を背景に、就業者の高齢化や若年入職者の減少が進んだことから、将来の建設工事の担い手不足等が懸念されており、人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。

◆全産業に占める建設業の位置

(単位：億円、人、%)

	全産業	うち建設業(構成比)
総生産(名目)	37,396	3,243 (8.7)
雇用者数(県内・就業地ベース)	415,491	37,923 (9.1)
就業者数(県内・就業地ベース)	477,633	44,534 (9.3)

注) 「令和5年度秋田県県民経済計算」(令和8年3月発行)による。

◆建設業の許可業者数

区分 \ 年	28	29	30	31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
知事	3,957	3,832	3,805	3,775	3,766	3,724	3,687	3,662	3,645	3,534
大臣	59	57	57	54	52	49	48	45	45	45
計	4,016	3,889	3,862	3,829	3,818	3,773	3,735	3,707	3,690	3,579

注) 各年3月31日現在の業者数である。

◆資本金階層別許可業者数(令和8年3月31日現在)

個人	法人					小計	合計
	200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上		
609 (17.0%)	214	906	693	1,085	72	2,970 (83.0%)	3,579
	1,729 (48.3%)		1,850 (51.7%)				(100.0%)

2 建設産業における若手人材の確保・育成等

(1) 秋田県建設産業活性化センター(R4~)の取組状況

「人材の確保」「イメージアップ」「経営基盤の強化」を柱に、新4Kの実現に向けた取組等を実施
 ※新4K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる、かっこいい)

【取組と成果】

〔人材確保〕企業出前説明会を中心に、高校生等と県内企業とのマッチング機会が拡大
 〔イメージアップ〕親子向け建設業イベントの開催やSNS広告の配信等により建設業の魅力をPR
 〔経営基盤の強化〕秋田県建設業協会と共催で、経営改善に向けたセミナーを開催
 人材確保に向けた官民一体となった取組により、高校生の建設業への就職率が向上
 (県内就業者に占める建設業就職者の割合 H30~R3年度平均 11.1% → R4~R7年度平均 12.2%)

【課題】

○有効求人倍率は依然として高く、人手不足が顕著である
 ○型枠大工、鉄筋、左官など技能系就業者の更なる減少が危惧されている

こうしたことを踏まえ、これまでの人材確保やイメージアップ等の取組に加え、ターゲットを絞った取組を展開する

(2) 秋田県建設産業活性化センター(R4~)による建設産業振興に向けた取組方針

◆センターの目指す姿

『県内建設産業の持続的な発展』

将来にわたり地域社会を支える建設産業の持続的・安定的な発展

◆重点取組方針

I〔人材確保〕 高校生等と企業のマッチング支援

II〔イメージアップ〕 建設産業で働く魅力の発信によるイメージアップの推進

III〔経営基盤の強化〕 県内建設企業における経営基盤強化への支援



【高校での出前説明会】



【建設業PRイベント】



【建設企業ガイドブックWEB版】



【SNS広告配信】

総合的な支援

「新4K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる、カッコいい)」の実現を目指す！

3 秋田県発注工事における主な取組

建設業は、社会資本整備はもとより、災害や除雪等への対応を通じて、県民の安心・安全の確保に重要な役割を果たしています。しかしながら、建設労働者の高齢化と新規入職者の減少による次世代の担い手不足が深刻化しており、建設業における担い手確保・育成のための取り組みの一環として、平成29年度よりモデル工事を実施しています。

①女性技術者活躍モデル工事

建設業への女性の入職促進や就労継続に向けた環境整備を推進していくため、女性技術者の配置を入札参加資格要件とするモデル工事を実施します。

・令和7年度実績 45件(発注者指定型15件、受注者希望型30件)

※例えば、女性専用の快適トイレ(洋式便座・防臭対策機能・照明設備・鏡付き洗面台等を備えたもの)の設置を条件とし、その費用は当初設計に計上しています。



②週休2日制工事

建設現場における労働環境の改善を図り、建設産業の将来の担い手を確保・育成しつつ、働き方改革を推進するために、工程上制約がある工事を除き、週休2日制工事を原則化しています。

・全工事:完全週休2日(土日)により発注。

・現場閉所困難工事:完全週休2日交替制により発注。

※週休2日、交替制ともに、工事受注後に完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日を選択可能。

③ICT活用工事及び簡易型ICT活用工事

ICT技術の全面的な活用により、建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指すため、発注者指定工事の対象を拡大し、測量機器・建設機械における3次元設計データの活用普及速度を上げ、現場の効率性、安全性を高めていきます。

※ICT(Information and Communication Technology) : 情報通信技術(情報処理や通信に関する技術、産業、設備、サービスなどの総称)

工種	等級	土工量(舗装面積)		
		1,000m ³ (m ²)未満	1,000m ³ (m ²)以上 5,000m ³ (m ²)未満	5,000m ³ (m ²)以上
土工 (一般土木)	A級	受注者希望型	発注者指定型 (簡易型ICT)	発注者指定型
	B級		発注者指定型(簡易型ICT)	
	C級	受注者希望型(R8まで)		
舗装工 (一般土木 または舗装)	A級	受注者希望型	発注者指定型 (簡易型ICT)	発注者指定型 (ICT)
	B級		発注者指定型(簡易型ICT)	
	C級	受注者希望型(R8まで)		

UAVによる起工測量状況



ICT建設機械による施工状況



4 「建設工事従事者の安全および健康の確保に関する秋田県計画」の取組の推進

建設業における労働災害の発生状況や建設工事従事者の高齢化の進行を踏まえ、建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するとともに、処遇の改善と地位の向上を図り、中長期的な担い手の確保が急務となっています。

こうした課題に対応するため、本県建設業の現状と課題を分析し、建設工事に関わる関係者が共通認識のもと、建設業の現状や地域の実情を踏まえた県計画を策定し、施策や取組を推進しています。

5 建設産業のデジタル化の推進

人口減少や高齢化が進む中、県内建設企業においては働き方改革とともに、現場の生産性や安全性について一層の向上が求められていることから、デジタル技術を活用し、作業の効率性や安全性の向上等に向けた建設DXを推進します。

③建設DXの推進により調査設計から建設現場まで生産性向上や業務効率化を図ります。

(1) 伴奏型支援

- ・受発注者を対象としたきめ細やかな技術講習会を開催します。
- ・ICT活用工事における技術支援・サポーター等の有効活用を図ります。
- ・ICT機器の導入に対する国・県(産労部)の補助金等の積極的な情報提供を行います。
- ・アンケートによる課題を把握し、施策展開へ反映させていきます。

(2) 調査・設計段階におけるデジタル技術の活用

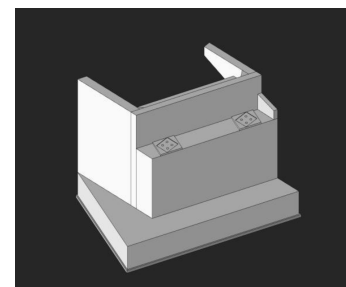
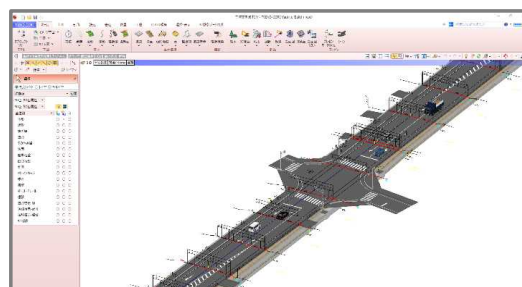
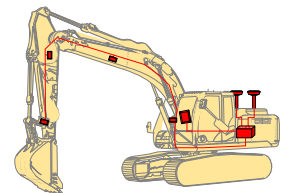
- ・BIM/CIMをはじめとするデジタル技術を調査・設計段階から活用します。

(3) ICT活用工事の推進

- ・発注者指定を拡大し、現場の効率性と安全性を高めます。
- ・ICT活用の適正な費用計上と成績評価において加点します。

(4) 維持管理におけるデジタル技術利活用の推進

- ・スマートフォン、タブレット、ドローン等の活用により効率と精度の向上を図ります。



第2節 入札参加資格審査

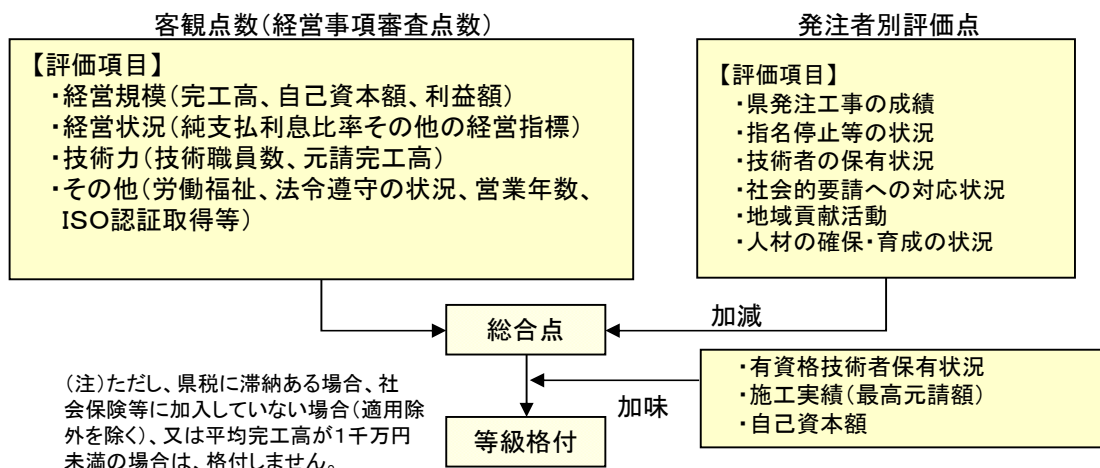
1 入札参加資格審査(等級格付)の仕組み

発注する建設工事の規模や難易度等に見合う能力を有する建設業者を公正かつ効率的に選定するために、あらかじめ入札参加資格審査(等級格付)を行っています。

県内業者については、建設業法に基づく経営事項審査による点数(客観点数)に、工事成績や指名停止等の状況による点数(発注者別評価点)を加減した点数(総合点)を基礎として、有資格技術者保有状況や施工実績(最高元請額)等も加味して、等級格付しています。また、県外業者については、経営事項審査による点数を基礎として等級格付しています。

いずれも、2年に1回の等級格付(格付のない者等についてはその中間年に格付)となっています。

【等級格付の仕組み(県内業者の場合)】R7・R8年度適用



2 等級・工事別格付業者数(令和8年5月1日現在)

①県内業者

等級	工種						計
	一般土木	建築一式	電気	給排水	その他		
A級	192	71	63	82	636	1,044	
B級	189	58	100	71	147	565	
C級	220	90	-	-	-	310	
計	601	219	163	153	783	1,919	

②県外業者

A級	128	81	142	86	548	985
合計	729	300	305	239	1,331	2,904

3 年度別格付業者数

区分	工種	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
		県内	業者実数	1,147	1,148	1,124	1,135	1,109	1,120	1,085	1,087
	業者延数	1,930	1,950	1,992	2,039	2,001	2,039	1,953	1,981	1,900	1,919
県外	業者実数	501	509	490	500	486	497	474	494	464	478
	業者延数	1,019	1,027	1,005	1,020	1,018	1,031	982	1,020	954	985

注)業者延数とは、工種毎の格付業者数を単純合計したものをいいます。

第3節 入札・契約制度

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨も踏まえ、「透明性の確保」、「公正な競争の促進」、「談合その他の不正行為の排除」、「ダンピング受注の防止」、「適正な施工の確保」等を基本として、入札・契約制度の適正化に努めています。

<p>透明性の確保 (情報の公表)</p>	<p>①工事の発注見通しの公表(予定価格400万円超の工事について、年6回公表) ※発注公所で追加公表が必要と判断した場合は、随時公表可 ②入札参加資格、資格者名簿及び指名基準の公表(随時) ③業者選定経緯及び入札結果の公表(契約後に公表) ④予定価格の公表(入札前に公表) ⑤低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の公表(③に同じ) ⑥その他入札契約制度に関する要綱、要領等の公表(随時) ⑦第三者機関(秋田県入札制度適正化推進委員会)による審査、意見の具申等</p>															
<p>公正な競争の促進</p>	<p>①手続の透明性、競争性が高い一般競争入札の導入</p> <table border="1" data-bbox="464 752 1347 1032"> <thead> <tr> <th>入札方式</th> <th>対象工事 (原則)</th> <th>入札参加地域要件 (原則)</th> <th>主な入札参加資格要件 (原則)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般競争入札</td> <td>30.2億円以上</td> <td>制限なし</td> <td>・特定A級 ・技術者専任配置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">条件付き一般競争入札</td> <td>1億円以上 ～ 30.2億円未満</td> <td>全県 (1億円以上3億円未満の一般土木工事はブロック単位)</td> <td>・経審点数 ・同種工事施工実績等</td> </tr> <tr> <td>1億円未満</td> <td>地域振興局単位</td> <td>・請負対応額に対応した格付区分 ・技術者専任配置等</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 緊急を要する工事等に限り、指名競争入札を活用</p> <p>②総合評価落札方式、設計施工一括発注方式等の適切な活用 ③適切な競争参加資格の設定 ④入札及び契約の過程に関する説明要求・回答の仕組みの構築</p>	入札方式	対象工事 (原則)	入札参加地域要件 (原則)	主な入札参加資格要件 (原則)	一般競争入札	30.2億円以上	制限なし	・特定A級 ・技術者専任配置	条件付き一般競争入札	1億円以上 ～ 30.2億円未満	全県 (1億円以上3億円未満の一般土木工事はブロック単位)	・経審点数 ・同種工事施工実績等	1億円未満	地域振興局単位	・請負対応額に対応した格付区分 ・技術者専任配置等
入札方式	対象工事 (原則)	入札参加地域要件 (原則)	主な入札参加資格要件 (原則)													
一般競争入札	30.2億円以上	制限なし	・特定A級 ・技術者専任配置													
条件付き一般競争入札	1億円以上 ～ 30.2億円未満	全県 (1億円以上3億円未満の一般土木工事はブロック単位)	・経審点数 ・同種工事施工実績等													
	1億円未満	地域振興局単位	・請負対応額に対応した格付区分 ・技術者専任配置等													
<p>不正行為の排除</p>	<p>①談合情報対応マニュアルによる談合情報への厳正な対応(公正取引委員会等との連携) ②談合、一括下請負等の不正行為に対する厳正な処分等(指名停止、建設業法上の監督処分)</p>															
<p>ダンピング受注の防止</p>	<p>①適正な予定価格の設定 ②見積内訳明細書の提出、確認 ③低入札価格調査制度(競争入札に付す全ての建設工事)の厳正な運用 ・失格判断基準の設定、業者に対するヒアリング、資料徴取 ・履行保証割合の引き上げ ・前払金の支給割合の引き下げ ・受注者側技術者の増員配置 ・落札業者の施工体制の点検強化 ・低入札受注の繰り返しに対するペナルティ措置</p>															
<p>適正な施工の確保等</p>	<p>①工事成績評価の実施(500万円以上の工事)、受注者に対する評価結果の通知 ②施工体制の把握の徹底(施工体制台帳等の確認、施工体制点検等実施要領に基づく点検等) ③不良・不適格業者の排除(暴力団排除対策の徹底、社会保険等未加入者は下請負人になれない)</p>															

第4節 透明性・公正性の確保

建設工事等業務における不祥事の未然防止および再発防止を徹底するため、令和7年度から建設政策課内に「業務指導チーム」を設置し、業務体制の見直しや組織のチェック体制強化を主導する役割を担っている。具体的には、建設部が発注する工事・業務の各監督課所における再発防止策の実施状況を横断的にモニタリングし指導・助言・改善等を行い、組織全体のコンプライアンス意識の向上と適正な執行体制の確立を図っている。

建設工事等業務の透明性・公正性の確保に向けた取組	
〈再発防止の取組〉	
1 コンプライアンス	【職員の意識醸成】 ○建設工事等に関わる職員向け研修の実施 【業務指針の策定】 ○チェックリスト作成 ○情報共有システム（ASP）の利用徹底 【複数対応のルール化】 ○執務室・現場での複数人対応の徹底
2 けん制・ チェック体制強化	【会議・ヒアリング】 ○業務適正化推進会議 ○地域振興局次長等ヒアリング 【チェック体制】 ○次長等による業務チェック ○所管施設維持管理業務の監査実施 【相談窓口設置】 ○受発注者間のトラブルに対応 ○下請業者も対象
3 改善・対話	【緊急対応訓練】 ○複数職員による災害発生時の業務対応の確認 【外部対話】 ○所管施設維持管理業務受注者への協力依頼、意見交換

